

消費生活トラブル注意報 !!

★エステの高額契約は慎重に！

・・・福岡県消費生活センター

(相談事例1)

ネットで無料の脱毛ができるように書いてあったのでエステに行ったが、無料はカウンセリングだけだった。全身脱毛をしつこく勧められて断りきれず、40万円
で契約した。帰宅してよく考えたらやはり高額なので、解約したい。(21歳・学生)

(相談事例2)

ネットで月8千円で部分脱毛できるというエステを見つけて店舗に行った。全
身脱毛ならキャンペーン期間中で6回40万円が28万円になり、しかも7回目
以降は無料と勧められた。お得と思い込んで契約し、とりあえずクレジットカード
で限度額一杯の10万円を支払い、残金は店が勧めるカードを契約して支払うこと
となった。もっと安くできる店が見つかったので、中途解約を申し出たが、2回を
消化済みで、違約金を含めると支払った10万円では不足するといわれた。(19歳・
会社員)

(相談事例3)

35万円のローンで脱毛エステを契約した。クーリングオフしようと思い、8日
後、店に電話したが、時間外で繋がらなかった。翌日クーリングオフを申し出たが、
入会金3万円と脱毛クリーム代金8万円を支払うよう言われた。(20歳・学生)



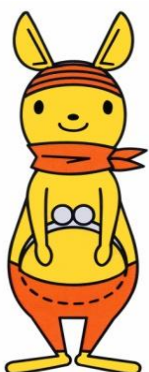
(アドバイス)

エステの無料体験などに誘われて店舗に行き、高額な契約を勧められて断りきれなかったので解約した
いなどの、エステの解約に関する相談が少なくありません。

コース料金などは高額になりがちですので、その場で契約せずに、自宅に一旦持ち帰って周囲の人に相
談するなど、よく考えて契約しましょう。

また、店舗では、不要と思ったらきっぱり断ることが必要です。あいまいな態度ではしつこい勧誘を受
けてしぶしぶ契約してしまうことになりかねません。

エステのクーリングオフ期間は8日間です。1日でも過ぎたら、中途解約となって解約料などの所要の
経費を支払う必要があります。ただし、契約時の不備などで交渉を有利に進めることができる場合があり
ます。詳しくは、契約書等を持参の上、最寄りの消費生活センターにご相談ください。



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可)

*「消費者ホットライン」(局番なし) 188 (嫌や! (イヤヤ!))

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)